

熊本県電子納品 運用ガイドライン改定案

改定概要（共通編）

改定の背景

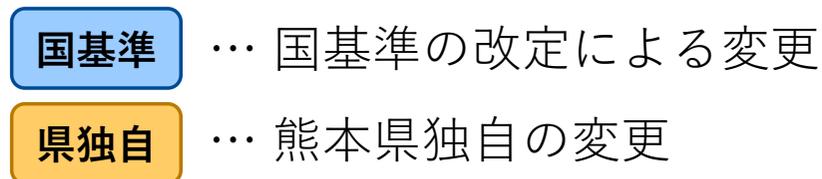
- 準拠している国基準が古い
 - 平成16年～24年の国土交通省及び農林水産省の基準に準拠した作りとなっている。
 - 拡張子の制限等により、熊本県では納品ができないデータがある。
- オンライン電子納品の導入検討
 - オンライン電子納品とすることで、受発注者共に省力化が可能となる。
- 電子納品の問題解決と省力化を行うための改定

はじめに

- 対象事業



- 改定概要資料について



最新の国基準に準拠

国基準

- 一部の県独自ルールは除き、以下の要領に準拠する

土木	国土交通省
農業土木	
建築	国土交通省官庁営繕部

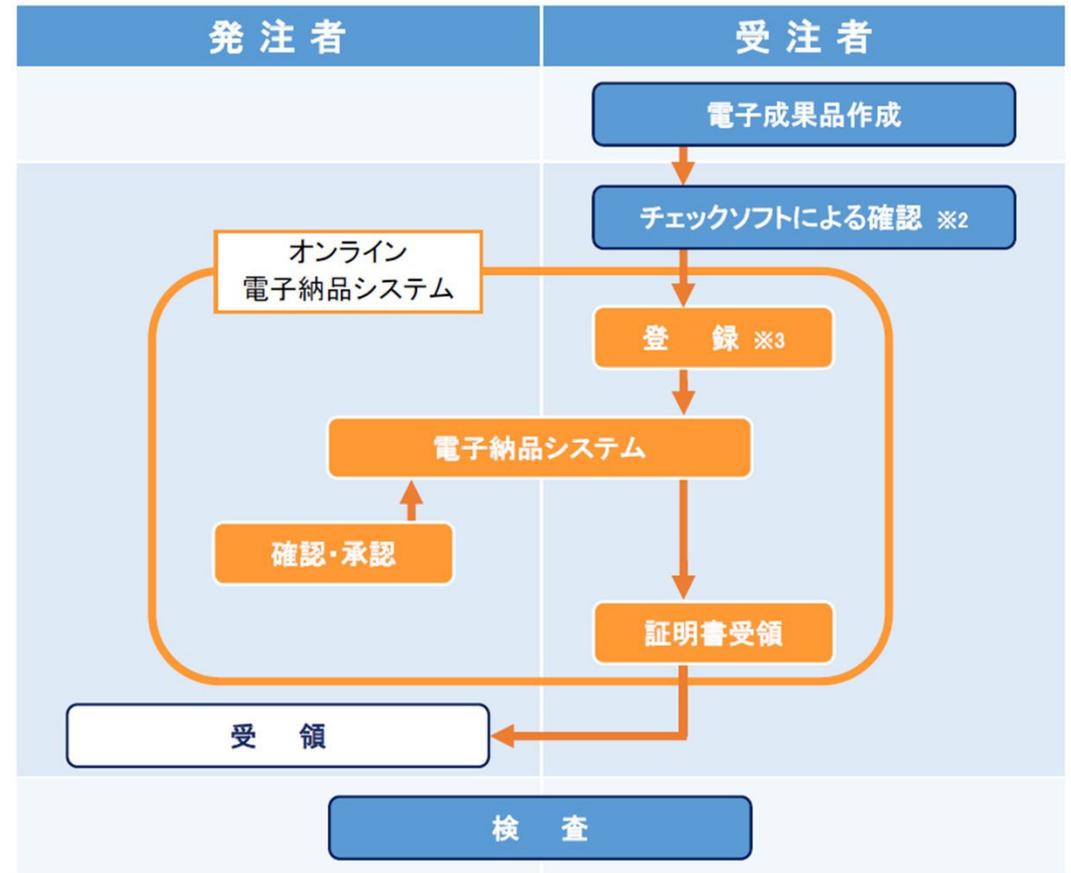
※ 農業土木のCAD図面作成および、ICT施工については、農林水産省に定める基準等に準拠する。

- 禁則文字やレイヤ等の取り決めを、国基準に合わせて緩和
- 熊本県で準拠している国の基準が改定されたことによる変更

オンライン電子納品

県独自

- 電子媒体は不要
 - CD等の電子媒体への格納や、
レーベル印刷等の作業が不要となる。
- 成果品の閲覧
 - 納品した成果品をオンライン上で確認することができる。
- オンラインでの資料貸与
 - 貸与資料の受け渡しをオンライン電子納品システムで行うことが可能となる。



ガイドライン等の位置づけ

県独自

- 県ガイドライン
 - 主に県独自ルールを記載する。
 - 国基準を準拠するものは、県ガイドラインに記載しない。
- 電子納品資料
 - 県独自ルールの例示をまとめて記載する。
 - 県ガイドラインの補足資料と位置づける。